

独占禁止法からみた 企業の秘密情報保護活動の問題点

Problems in the Antitrust Law
of secret information protection activity of a company

鈴木 満

桐蔭横浜大学法科大学院

2006 年 9 月 15 日 受理

1 はじめに

て生じている法的問題について、主として独占禁止法の見地から検討する。

2 企業による特許とノウハウの使い分け

企業は、新たに開発した技術について、特許法等に基づく法的な手続を経て排他的権利を取得することも、あるいはその手続をしないままノウハウとして社内で管理することも、自由に選択することができる。また、新たに開発した技術の基幹部分について特許権を取得し、その周辺技術についてはノウハウの形で機密化する手法も選択することができる。

企業が特許権を取得するため特許庁へ出願した場合、審査手続を経て登録された段階で排他的権利が付与され侵害行為を一定期間強制的に排除することが可能になる。ただし、登録前であっても出願後 18 か月を経過すれば、発明内容や図面などの出願情報が公開されることになっている（特許法 64 条 1 項）。こうして公開された出願情報は、競争他社にとって極めて有益な情報となると同時に、模倣の対象にされる危険が出てくる。実際に、

近年、公開されなければ他社が追随できないような技術について、ノウハウとして秘匿した状態で事業化することを選択する企業が増加する傾向にあるといわれる。これは、特許の出願に伴い公開される技術情報が海外に流出するおそれがあるためである。2006 年 6 月に政府が公表した「知的財産推進計画 2006」^(注1) でも「先使用権制度が有効に活用されることにより、企業が本来秘匿すべきノウハウまで防衛的に特許出願する必要がなくなるよう、先使用権の認められる要件・範囲を明確化する」必要がある旨、及びノウハウ等の海外への流出を防止するため、「対象となる秘密を明示した上での秘密保持契約の慣行の定着を促す」必要がある旨述べている^(注2)。このように政府自ら企業や大学に対し特許出願を厳選するよう求めていることもあって、今後、営業上の情報を機密として社内で管理する企業が一段と増加すると見込まれる。

そこで、以下では、企業の秘密情報保護活動の一環を紹介するとともに、同活動に伴つ

わが国で公開された出願情報が、インターネットを介して海外で検索され、すぐさま模倣されるという問題が頻発するようになっている。これを受けて、前記のとおり、政府は、特許権出願を厳選してできるだけ先使用権制度^(注3)が活用できる形のノウハウとして社内管理することを推奨するとともに、同制度を普及させるため、「営業秘密管理指針」^(注4)や「技術流出防止指針」^(注5)を公表したのである。

ただし、技術情報をノウハウとする場合、長期間に亘って完璧に秘匿できる保証はなく、ノウハウが社外に流出するとか、他社が先に特許権を取得してしまうなどのリスクが常につきまとう。

3 ノウハウの範囲と独占禁止法上の取扱い

ノウハウ（know-how）は営業秘密のことである。営業秘密について不正競争防止法は、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」と定義している（2条6項）。つまり、①秘密管理性、②有用性、③非公開性の3要件を具備した技術上・営業上の情報が「営業秘密」である。技術上の情報とは、技術ノウハウ、設計図、実験データ、商品の成分、コンピュータ・プログラムなどをいい、また、営業上の情報とは、顧客名簿、受注書、採算検討報告書、見積書、販売マニュアル、商品の原価などをいう^(注6)。

公正取引委員会の「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（平成11年7月30日制定、平成17年6月29日最終改訂。以下「特許ノウハウガイドライン」という）は、ノウハウを「秘密性を有し、適切な方法により記述又は記録されているなど適切な形で識別可能な産業に係る一群の有用な技術情報をいう」と、前記不正競争防止法のそれよりも狭く定義し、後述のように、特

許とノウハウとを並列的に保護の対象としている。本来、法的手続を経て公的な権利が認められた特許と、そうではないノウハウとを同列に取り扱うことは疑問なしとしない。しかし、ノウハウの中に特許と同様に保護の対象にしなければならないものが含まれていることも事実である。同ガイドラインは、「特許と同視し得る技術上の情報」をノウハウと定義し、これを、特許と同様に、技術保護制度の対象にしているものと解される。

特許ノウハウガイドラインは、次のとおり、特許権、実用新案権及びノウハウの3者を「特許等」として並列的に議論の対象にしている。

「独占禁止法第21条は、①特許法等による『権利の行使と認められる行為』には独占禁止法の規定が適用されず、独占禁止法違反行為を構成することはないこと、②他方、特許法等による『権利の行使』とみられるような行為であっても、それが発明を奨励すること等を目的とする技術保護制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合には、当該行為は『権利の行使と認められる行為』とは評価されず、独占禁止法が適用されることを確認する趣旨で設けられたものである」（第二、二）。

同ガイドラインは、特許等のライセンス契約において、ライセンサー^(注7)のライセンシー^(注8)に対するどのような行為が独占禁止法上問題になるかを具体的に示している。独占禁止法に違反するおそれがある行為の主なものは、次のとおりである。

<不当な取引制限に該当するケース>

○特許等のクロスライセンス契約^(注9)において、相互に特許製品等の販売価格、製造数量、販売数量、販売先、販売地域などについての制限が課され、これにより一定の製品市場における競争が実質的に制限される場合は不当な取引制限に該当し独占禁止法3条に違反する。

特許等を利用した数量カルテル事件として

福岡市公共下水道鉄蓋事件（平成 3 年（判）第 2 号）がある。

○企業体や組織体にプールされている特許等のライセンス契約において、ライセンスを受けるパテント・プール^(注10)の構成員が共通の制限を受けるとの認識の下に、構成員に対し特許製品等の販売価格、製造数量、販売数量、販売先、販売地域などについての制限が相互に課され、これにより一定の製品市場における競争が実質的に制限される場合に不当な取引制限に該当し独占禁止法 3 条に違反する。

＜私的独占に該当するケース＞

○一定の製品分野において競争関係にある複数の権利者が当該製品分野に関連する特許等のパテント・プールを組織し、この組織体に特許等を集積するとともに、現在及び将来の改良技術等をすべて当該組織体に集積する結果、当該集積された特許等のライセンスを受けることなくしては当該製品分野等における事業活動が困難となっている場合において、当該パテント・プールを利用して、複数の権利者が新規参入者や特定の既存事業者に対するライセンスを合理的な理由なく拒絶することなどにより、他の事業者の新規参入を阻害したり、既存事業者の事業活動を困難にさせることは、これらの行為により一定の製品市場又は技術市場における競争が実質的に制限される場合は私的独占に該当し独占禁止法 3 条に違反する。

特許プールを利用した私的独占事件としてパチンコ機特許プール事件（平成 9 年（勧）第 5 号）がある。

○ある特許等が一定の製品分野において、いわゆる事実上の標準としての地位を有するに至るなど当該製品分野の事業活動に不可欠なものとなっているため、当該特許等のライセンスを受けることなくしては当該製品分野における事業活動が困難となっている場合において、当該特許等のライセンスに伴い、ライセンサーがライセンシーに対して、ライ

センサーの指定する他の製品又は技術の購入を強制することにより、当該指定された製品と競合する製品を製造する事業者の事業活動を排除することなど、特許等のライセンス契約上の制限によりライセンサー等他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することは、これらの行為により一定の製品市場又は技術市場における競争が実質的に制限される場合は私的独占に該当し独占禁止法 3 条に違反する。

＜不公正な取引方法に該当するケース＞

○特許ライセンス契約において、ライセンサーがライセンシーに対して、特許権が消滅した後においても当該技術の使用を制限し、又は当該技術の実施に対して実施料の支払義務を課すことは、ライセンシーが自由に当該技術を使用して製品市場又は技術市場において事業活動を行うことを制限し、同市場における競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあると考えられ、また、特許権が消滅した後は、誰でも自由に当該技術を使用できるものであり、ライセンサーには当該技術の使用を制限したり、当該技術の実施に対して実施料の支払義務を課す権限もないことから不公正な取引方法一般指定 13 項（拘束条件付取引）に該当し独占禁止法 19 条に違反するおそれが高い。

○特許ライセンス契約において、ライセンサーがライセンシーに対して、契約終了後において競争品を製造、使用すること等又は競争技術を採用することを制限することは、通常、ライセンサーにとって出来高払実施料により利益を確保する上で必要であるといった合理的な理由があるとは認められないことから不公正な取引方法一般指定 11 項（排他条件付取引）又は同 13 項（拘束条件付取引）に該当し独占禁止法 19 条に違反するおそれが強い。

なお、同ガイドラインは、「ライセンサーがライセンシーに対して、契約期間中及び契約期間終了後において契約対象ノウハウの秘

密性を保持する義務（当該ノウハウを第三者に漏えいしない義務を含む。）を課すことは、原則として不公正な取引方法に該当しない」とし^(注11)、ノウハウ所有者がその実施先に秘密保持義務を課すことは独占禁止法上問題ないとしている。

4 ノウハウの保護と不正競争防止法との関係

不正競争防止法は、①営業秘密の不正取得・使用・開示行為（2条1項4号。^{注12)}）、②不正に取得された営業秘密の悪意重過失による取得・使用・開示行為（2条1項5号。^{注13)}）、③不正に取得された営業秘密の事後的悪意重過失による取得・使用・開示行為（2条1項6号。^{注14)}）、④保有者から示された営業秘密の図利加害目的による使用・開示行為（2条1項7号。^{注15)}）、⑤不正開示された営業秘密の悪意重過失による取得・使用・開示行為（2条1項8号。^{注16)}）及び⑥不正開示された営業秘密の事後的悪意重過失による使用・開示行為（2条1項9号。^{注17)}）を不正競争行為と定義し、かかる行為によって営業上の利益を侵害された者（通常は不正取得者の競争者）に対する差止請求権（3条）、故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者に対する損害賠償責任（4条）、及び不正行為者に対する罰則（14条）を規定している。

なお、①から⑥までの不正競争行為は、1991年の不正競争防止法改正の際、新たに規定されたものである。また、罰則規定は、2003年の法改正で導入されたものであり、基本的行為類型である上記①ないし④の行為に限って適用される。

これらが禁止される理由は、不正使用行為が競争者のあげた成果を冒用するところに、また、不正開示行為が他人の成果競争を妨害するところに、それぞれ不正競争性が認められるからである^(注18)。

また、上記①から⑥までの不正競争行為は、

民法の不法行為責任等や刑法の窃盗罪、横領罪、背任罪等に問われる可能性がある。

5 企業の秘密情報保護活動の実態

最近、知的財産権保護の徹底化の動きを反映して、多くの企業がコンプライアンスの中に秘密情報保護規定を盛り込むケースが増えている。これら企業のいくつかが自社ホームページでその内容を公開している。その主なものを紹介すると以下のとおりである。

＜A社のケース＞

同社は、社内コンプライアンスの「他者の権利侵害の禁止」の項で「他者が所有する知的財産権（特許権、著作権、商標権、意匠権やノウハウ等）を尊重し、許可なく使用しません。いかなる理由があっても、不正な手段により他社の営業秘密を取得・使用しません」と述べた上「情報管理・秘密保持規定」を設けている。その内容は、おおむね、以下のとおりである。

[目的] 本規定は、当社が取り扱う情報の適正管理の方法を定めると共に、重要な秘密情報の保持に関する各種義務等を明示することにより、もって、当社における情報管理が適正厳格に行われ、顧客、取引先より預かり保管し、あるいは当社自身が有する各種機密情報等を保護することを目的とする。

[場所的適用範囲] ①当社事務所の敷地内、専用通信回線で結ばれた範囲、インターネット回線により結ばれた支店、現地事務所、出張所、あるいはサーバー保管場所、その他主に当社の情報を取り扱うことを主たる目的とする物的設備の範囲、②ただし、遠隔操作により、出張先、外出先、自宅、宿泊施設などにおいて、前記①の施設にアクセスし、保管された情報を利用する場合には、例外的にその出張先、外出先、自宅、宿泊施設等が適用範囲に含まれるものとする。

[人的適用範囲] 本件規定が適用となるのは、取締役・監査役などの役員、従業員、契約社

員、派遣社員^(注19) 臨時雇用者（アルバイト・パート雇用者）など、当社と雇用契約関係を持つものにして、情報に接する可能性のある者を対象とする。なお、当社が外部事業者等との間で、委託契約などを締結し、情報の処理などを行わせる場合は、別途定める「外注先委託契約等における情報保護管理に関する規定」を適用する。

〔時間的適用範囲〕 本規定は、入社ないし各種契約の成立と同時に適用となり、原則として、退職後も当社情報に関する限り適用されるものとする。退職後の秘密保持に関しては、別途「秘密保持に関する誓約書」を作成し、保護義務等に関する取り決めを行う。

〔秘密の指定〕 代表取締役、役員、その他担当責任者が特に指定した情報につき、次のとおりの区分を行う。

極秘情報 代表取締役、取締役、監査役らが特に指定した情報であって、情報の表示において「極秘」と表示のあるもの。

機密情報 役員及び担当責任者が特に指定した情報であって、情報の表示において「機密」と表示のあるもの。

秘密情報 重要情報で、担当責任者以上のものが指定した情報で、情報の表示において「秘密」と表示のあるもの。

取扱い注意 秘密ではないが、著作権情報を含むなど、実質的に公開、広範な流布を避けるべき情報で、担当者が指定した情報であって、情報の表示において「取扱い注意」ないし「部外秘」と表示のあるもの。

〔各種秘密情報の取扱いの原則〕 情報管理のために、情報のセキュリティのランクに従って、下記のとおり、情報管理者を定めて情報を管理するものとする。

① **極秘情報** 「極秘情報」に指定された情報は、情報担当取締役がこれを管理するものと

し、上記指定権者以外の閲覧を禁止する。

② **機密情報** 「機密情報」に指定された情報は、情報担当取締役がこれを管理し、役員、担当部門の責任者以外の閲覧を禁止する。

③ **秘密情報** 「秘密情報」に指定された情報は、各情報の担当者がこれを管理するものとし、役員・指定権者のほか、特に許可を取った従業員が定められた方法に従って閲覧することのみが許される。

④ **取扱い注意** 「取扱い注意」に指定された情報は、担当者においてこれを管理するものとし、担当者において社外持ち出しを制限するとともに、複製、配布、保管において十分な注意を払うことが義務付けられる。

〔秘密漏洩の禁止〕 役員、従業員、契約社員、派遣社員、臨時雇用者等は、前条に定める情報についてその指定された方法に従い、利用するものとし、その方法に違反し、業務目的外に使用してはならない。いかなる情報であっても、第三者（配偶者・両親・親戚等の血縁者及び友人・知人を含む。以下同じ）に開示・提供してはならない。なお、退職後も、在職中に知り得た社内情報を第三者に開示・提供してはならない。

〔退職後の秘密保持義務〕 退職後の秘密保持義務については、別途「退職時秘密管理義務に関する誓約書」の定めに従うものとする。

< B 社のケース >

同社は、会社案内の「会社情報、個人情報等の取扱い」の項で、「会社の秘密情報及び顧客情報は厳重に管理し、これを第三者に漏洩せず、また、会社の業務以外の目的に使用しない」旨、「第三者から開示を受けた秘密情報も厳重に管理する」旨、「アクセスを許可されていない社内外の情報・設備等に意図的にアクセスしない」旨、「コンピュータソフトウェアの無断コピーなど、他人の知的財産権を侵害する行為をしない」旨を述べた上、

「情報セキュリティ管理責任者（取締役）を任命し、また情報セキュリティ委員会を設置し、制作部門、営業部門及び関連する部門か

ら実施責任者を任命する。任命された情報セキュリティ管理責任者は、情報セキュリティ委員会を運営し、情報の不正な暴露、改ざんや業務の妨害から保護するための情報セキュリティマネジメントシステムの導入、運用、維持、及び改善を図る。社長は、情報セキュリティマネジメントシステムのあらゆる活動のために必要な資源を提供し、構築された情報セキュリティマネジメントシステムに対し承認を与え、また定期的に見直す」としている。

<C社のケース>

同社は、1992年度に制定した「営業秘密管理規定」の中で機密情報保護の方針と遵守体制を定めており、同規定及び取引先との間で締結した守秘義務契約に従って各種の機密情報を管理している。

このほか、「グループ行動憲章」(D社)や会社案内の「調達方針」(E社)などにおいて秘密情報や知的財産権を保護するため努力する旨を宣言するところもある。

以上紹介した企業の秘密情報保護活動は、公表された情報に基づくものに限られており、企業の秘密情報保護活動の全貌を示すものではないが、その一旦を垣間見ることはできよう。前掲5つのケースのうち、A・B社は、秘密情報を保護するためにどのような体制を整えているのかを具体的に示しており、とりわけA社の内容が充実している。ただし、C社の場合も「営業秘密管理規定」が公表されていれば、A社と遜色ないのかもしれない(D・E社も同様)。

前記のとおり、「知的財産推進計画2006」では、「対象となる秘密を明示した上での秘密保持契約の慣行の定着を促す」必要があるとし、何が秘密情報かを明確にするとともに秘密保持契約の締結を促している。これは、秘密情報として管理されていない情報や契約を締結せずに開示された情報は、不正競争防止法上、「営業秘密」に認定されないおそれがあり、また、守秘義務が課せられていない

発明情報が流出すると、「公然と知られた発明」となって、特許法上、「先使用権」が認められないおそれがあるからである。

これらの点を踏まえて、A社の前記「情報管理・秘密保持規定」の内容を検証してみよう。

A社は、同規定の「秘密の指定」の項において、①極秘情報、②機密情報、③秘密情報及び④取扱注意の4段階に分け、どのような情報がこれらに該当するかを具体的に定義した上で、情報ごとに「極秘」「機密」「秘密」又は「取扱注意」ないし「部外秘」と表示することとしており、「何が秘密情報か」を明確にすることとしている。また、「各種秘密の取扱いの原則」の項で、各種情報の管理者を決めており、例えば、「極秘情報」については、情報担当取締役に管理させ代表取締役、取締役、監査役以外には閲覧させないとし、

「機密情報」については、情報担当取締役に管理させ、役員、担当部門の責任者以外には閲覧させないとするなど、秘密情報の管理体制も充実したものとなっている。

さらに、同規定を遵守すべき人的対象を、取締役や監査役など役員、従業員、契約社員、派遣社員、臨時雇用者（アルバイト・パート雇用者）など同社と雇用関係を有する者とし、これらに対し、当該情報を指定された方法に従って利用する旨、業務目的外に使用しない旨等を義務づけた上、配偶者・両親・親戚等の血縁者及び友人・知人を含む第三者への情報の開示・提供行為を禁止している。これは、従業員が配偶者に対し何気なく漏らした情報がその友人らを経て競争業者に伝わるなど、思わぬところから秘密情報の漏洩が生ずる可能性があることに配慮したものと思われる。また、A社は、これと同様の意味で退職した従業員の秘密保持義務も重要であるとの考え方から、退職した従業員から「退職時秘密管理義務に関する誓約書」を徴することとしている。

また、秘密情報の漏洩は、退職者を含めた社内関係者から生ずるだけではなく、下請事

業者など社外の関係者から生ずることもあるため、A社は「外注先委託契約等における情報保護管理に関する規定」を設けている。

以上のとおり、A社の秘密情報保護活動は、政府が求めている前記2要件を具備しており、おおむね及第点が付けられよう。

6 企業の秘密情報保護活動の課題

最近、組立メーカー（X）が、秘密情報の保護を理由として、仕入先の部品メーカー（Y）に対し、部品製造により得られた技術情報が自社と競合する組立メーカー（Z）に流出しないよう厳重に社内管理し、これが守れないようであればZへの部品供給を中止するよう求めるというケースがあると聞く。Xからこのような要求を突きつけられた場合、Yはどう対応すればよいのであろうか。Yは、複数の組立メーカーに部品を供給していることが多いから、Xの要求をそのまま受け入れることは難しいが、取引を継続させる上でも何らかの対応策を探る必要がある。

そこで、Yが採るべき対応策を検討すると、以下の4点に整理することができる。

第1は、Xのいう秘密情報とは何かを双方で確認することである。

第2は、その上で秘密情報を特定し、かかる情報の保護契約を締結することである。

第3は、これを遵守するため社内管理体制を整備することである。

第4は、これら措置を採っても、なお、XがYのZへの部品供給の停止を求めてきた場合には、Yは独占禁止法による対処策を検討することである。

以下、それぞれの項目ごとに検討する。

(1) 秘密情報の特定

まず、Yは、Xが主張する「秘密情報」とは何かを特定する必要がある。これが特定されていなければ、Yは有効な対応策を探ることができないからである。

Xの主張する秘密情報が、特許と同視し得

る技術情報（前記特許ノウハウガイドラインにいう「ノウハウ」）に限定されているならば、これを秘密情報として保護の対象にすることは当然である。したがって、前記ガイドラインに「ライセンサーがライセンシーに対して、契約期間中及び契約期間終了後において契約対象ノウハウの秘密性を保持する義務（当該ノウハウを第三者に漏洩しない義務を含む。）を課すことは、原則として不公正な取引方法に該当しない」とされているのである。しかし、これを超えて秘密情報の範囲を広く捉えると、以下のような問題が生じるおそれがある。

わが国では、特定の取引先にのみ部品を納入している下請企業は別として、部品メーカーは複数の組立メーカーから部品製造を受託していることが一般的である。したがって、部品メーカーは、複数の組立メーカーから部品を受注することによって、高度な製造技術を蓄積することができた。このことが、組立メーカーの高品質の製品製造を可能にし、わが国加工組立産業の国際競争力の強化に役立ってきたと考えられる^(注20)。ところが、技術保護制度の趣旨を超えて秘密情報を広く捉え、XがYに対し当該秘密情報を競争メーカーのZに漏らさないよう求めた場合、部品メーカーと組立メーカー間の自由な部品流通が阻害されるおそれがあり、引いては、部品メーカーの技術情報の集積を困難にし、わが国加工組立産業の国際競争力に悪影響を及ぼすことになりかねない。

XがYに委託した部品の製造にかかる技術情報には、①Y固有のもの、②Xが仕様書等により指定するもの、③部品の製造過程においてXとYとが共に会得するものなど様々なものがある。このうち、②のX所有の「ノウハウ」をXの秘密情報とすることは問題がないが、これを除く①及び③について、Xの秘密情報に含めることは適切ではないと考えられる^(注21)。

要するに、X又はYが互いに保護対象とする秘密情報は、特許ノウハウガイドラインに

いう「ノウハウ」に限定するのが妥当である。

(2) 契約締結の際の配慮事項

本件は、Xの技術情報をYがXの許諾を得ないでその競争メーカーであるZに漏らす行為が問題になっているが、これとは逆に、Yの技術情報をXがYの許諾を得ないで他の部品メーカーに提供し、Yの権利を侵害するケースが下請取引の分野で多発しているといわれる。これらケースも含めて防止するため、①Xの秘密情報についてYに対し守秘義務を課すとともに、②Yの秘密情報についてXに対し守秘義務を課すという、双務的な契約を締結する必要がある（この場合、XがYの秘密情報をYから買い取るのであれば、②の契約は不要となる）。

(3) 秘密情報の管理体制

秘密情報には、前記のとおり、「自社秘密情報」のほかに他社から預かったいわゆる「預かり秘密情報」も含まれる。まず、X又はYが有する前記「ノウハウ」を秘密情報とする旨を相互で確認し、その上で、その秘密情報を双方が記録に残す必要がある。前記ガイドラインにおいて「ノウハウ」を「適切な方法により記述又は記録されているなど適切な形で識別可能な・・・技術情報」と定義されているように、技術情報の内容を適切な方法で記述・記録する必要がある。また、コンプライアンスを公表していた前記A社がそうであるように、秘密情報にはその旨の表示をするとともに、その管理責任者を決め、指定された者以外の者には当該情報の閲覧等をさせないようにしなければならない。

米国の広告会社は、秘密情報保護の観点からクライアントを1業種1社に限定しているといわれている。しかし、日本の大手広告会社は、同じ業種の複数のクライアントから広告宣伝活動を受託するのが一般的であるが、これは、クライアントの嫌う秘密情報の流出を社内に厳重な遮断措置を設けることによって防止し、クライアントから一定の評価を受

けている結果と考えられる。このような日本の広告会社の措置を見習って、複数の組立メーカーから部品製造を受託する部品メーカーは、社内に厳重な遮断措置を構築することにより秘密情報の流出を防止し、組立メーカーの信頼を得る努力をする必要がある。

7 企業の秘密情報保護活動に伴う独占禁止法上の問題

Xの求めに応じてYが秘密情報保護契約を締結したにも関わらず、Xが、秘密情報を広く捉えるなどして、Yに対してZへの部品供給を停止するよう要求したときのことを考えてみよう。この場合、次のような独占禁止法上の問題が発生するおそれがある。

(1) 不公正な取引方法（不当な取引拒絶）に当たるおそれ

仮に、Xが市場において有力なメーカー（注22）であれば、XがYに対してZへの部品供給の停止を求める行為は、XのZに対する間接的な取引拒絶に当たり、不公正な取引方法一般指定2項（不当な取引拒絶）に該当するおそれがある。

契約自由の原則の下、企業がどの企業と取引する又はしないは自由であるが、ある企業への取引拒絶が、①他の違反行為の実効確保手段として行われる場合、②有力な事業者が競争者を市場から排除するための手段として行われる場合には不当性を持ち、不公正な取引方法として独占禁止法に違反することになる。本件の場合、有力な事業者であるXが競争者であるZを市場から排除するためYを通じて取引拒絶という手段を用いる（前記②に当たる）ものであり、Xのかかる行為は、不公正な取引方法一般指定2項に該当し、独占禁止法19条に違反する可能性が高い。

不当な取引拒絶事件として松下電器産業事件（平成13年（勧）第8号）などがある。

(2) 不公正な取引方法（排他条件付取引）に

当たるおそれ

また、Xが有力なメーカーで、同社の前記行為により、Zにとって代替的な調達先を容易に見つけることができないおそれがある場合には、不公正な取引方法一般指定11項（排他条件付取引）に該当し、独占禁止法19条に違反するおそれがある。

「代替的な調達先を容易に見つけることができないおそれ」とは、ZがYから調達していた部品がY以外の部品メーカーから容易に調達できない、言い換えれば、Yからの部品調達が停止された場合にはZは競争上多大な打撃を被るおそれがあるような場合である。このような競争手段を許すと、Xの競争者であるZが市場から排除され事業者間の自由な競争が阻害されるおそれがあり、また、価格・品質・サービスを中心とした能率競争を疎かにするおそれがあるため、不公正な取引方法として禁止されている。

排他条件付取引事件として東洋精米機事件（昭和52年（判）第3号）などがある。

(3) 不公正な取引方法（取引妨害）に当たるおそれ

Xが、Yに対し、Xの競争者であるZに部品の供給を停止するよう要請する行為は、不公正な取引方法一般指定15項（競争者に対する取引妨害）に該当し、独占禁止法19条に違反するおそれがある。

競争者に対する取引妨害とは、「自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもってするかを問わず、その取引を不当に妨害すること」と定義されている。上記の事例では、XとZとは競争関係にあり、Xが、YからZへの部品供給の停止を要求する、すなわち、継続的な部品供給契約の不履行を誘引していると認められ、これに不当性が認められれば、競争者に対する取引妨害となる。すなわち、前記Xの行為が、①価格・品質・

サービスを中心とした能率競争を疎かにするおそれがある、又は、②競争者の事業活動に干渉し、事業者相互間の自由な競争を減殺するおそれがある、のいずれかの要件を具備していれば「競争者の取引妨害」が認められるのである。Xの行為はこのいずれの要件にも該当するので、競争者に対する取引妨害として不公正な取引方法に該当し、独占禁止法19条に違反する。

競争者に対する取引妨害事件として三菱電機ビルテクノサービス事件（平成14年（勧）第7号）などがある。

なお、この一般指定15項は、取引関係を利用した行為でなくとも規制できるところに特徴がある。したがって、XがYとの取引に排他条件を付けた場合は前記一般指定11項で規制し、条件を付けたかどうかが明確でないときは一般指定15項で規制することが考えられる。

(4) 私的独占に当たるおそれ

Xが甲製品の製造販売分野において市場支配力を有する企業で、Xが市場支配力を維持・強化するために不公正な取引方法（不当な取引拒絶、排他条件付取引、競争者の取引妨害）を行って競争者であるZを排除すれば、Xの意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量その他各般の競争条件を左右することができる状態が生じていれば、甲製品の製造分野における競争を実質的に制限したといい得る。ただし、かかる行為が「公共の利益」に反しない場合は、私的独占には該当しない。「公共の利益に反して」とは、原則として独占禁止法の保護法益である自由競争経済秩序に反することを指すが、現に行われた行為が形式的にこれに該当する場合でも、この法益と当該行為によって守られる利益とを比較考量して、「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する」という同法の究極目的に実質的に反しないと認められる例外的な場合を除外する趣旨と解されている^(注23)。本件の場合、Xの不当な

取引拒絶、排他条件付取引、競争者の取引妨害を排除して自由に価格競争を行い得るようになつた方が、Xのかかる行為を認めることによって得られる利益よりも大きいと考えられるから「公共の利益に反して」には当たらない。したがつて、Xのかかる行為は、独占禁止法2条5項に規定する私的独占に該当し、同法3条に違反する。

競争者排除タイプの私的独占事件としてインテル事件（平成17年（勧）第1号）などがある。

8 おわりに

以上では、企業の秘密情報保護活動が行きすぎると独占禁止法上の問題を引き起こしかねないことを指摘した。取引先から独占禁止法に違反するおそれがあるような不当な要求を求められたときは、以上で説明したような対応をしないと、独占禁止法上の問題が生じた場合、Xだけでなく、場合によってはYも公正取引委員会の調査の対象にされるおそれがある。

(注1) 「知的財産推進計画2006」は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するために2003年3月に内閣に設置された知的財産戦略本部（本部長：内閣総理大臣）が2006年6月に公表したものである。

(注2) 「知的財産推進計画2006」46～47頁。

(注3) わが国の特許法は、多くの国と同様に、複数の者が独立して同一の発明をした場合には、先に出願した者だけが特許権を取得し得るという先願主義を採用している。ただし、先願主義を徹底させると、先願者の特許出願時以前から独立して同一内容の発明を完成させた者も先願者の特許権に服さざるを得ないということになり、公平性の観点から問題が生ずる。そこで特許法79条は、「特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得して、特許出願の際、現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしてい

る者は、その実施又は準備している発明及び事業の目的の範囲内において、その特許出願に係る特許権について通常実施権を有する」と規定し、先願主義の例外として、一定の範囲で先願者の特許権を無償で実施し、事業の継続を可能にする先使用権制度（先使用による通常実施権）を設けている。

(注4) 「営業秘密管理指針」は、企業が営業秘密の管理強化を行う上での参考となるべき指針であり、2006年6月、産業構造審議会知的財産政策部会経営・市場環境小委員会から公表された。

(注5) 「技術流出防止指針」は、我が国企業の「意図せざる技術流出」を防止するため、2003年2月、同小委員会から公表された。

(注6) 渋谷達紀『知的財産法講義Ⅲ』有斐閣、2005年、104頁。

(注7) 特許ノウハウガイドラインは、ライセンサーのことを「技術取引に伴い、技術の実施の許諾（以下、「ライセンス」という。）をする者」と定義している。

(注8) 特許ノウハウガイドラインでは、ライセンシーのことを「ライセンスを受ける者」と定義している。

(注9) クロスライセンス（相互実施許諾）とは、自分の欲しい特許技術を相手が所有しており、相手の欲しい特許技術を自分が所有しているときに、相互に実施許諾を行う方法である（『現代法律百科大辞典2』ぎょうせい、319頁）。

(注10) パテント・プール（「特許プール」ともいう）とは、多数の関連する特許権を一手に集積することにより、その利用の高度化と効率化を図る方法ないしそのための組織をいう（『現代法律百科大辞典6』389頁）。

(注11) 第4、(7)イ。

(注12) 営業秘密の不正取得・使用・開示行為には、①窃取、詐欺、脅迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為、②不正に取得した営業秘密を使用する行為、③不正に取得した営業秘密を開示する行為が含まれる。

(注13) 不正に取得された営業秘密の悪意重過失による取得・使用・開示行為には、①営業秘密について不正取得行為（2条1項4号）が介在したことを知り、又は重大な過失により知らないで、その営業秘密を取得する行為、②その営業秘密を取得者が使用する行為、③その営業秘密を取得者が開示する行為が含まれる。なお、善意無過失による営業秘密の取得は、取引の安全を考慮して本号の適用除外とされている（19条1項6

- 号)。
- (注 14) 不正に取得された営業秘密の事後的悪意重過失による取得・使用・開示行為には、不正の介在について善意無過失で営業秘密を取得した後に、①その介在について悪意重過失となった取得者自身がなす営業秘密の使用行為、②その介在について悪意重過失となった取得者自身がなす営業秘密の開示行為が含まれる。
- (注 15) 保有者から示された営業秘密の図利加害目的による使用・開示行為には、①営業秘密を保有する事業者（保有者）から示された営業秘密を不正競業その他の不正の利益を得る目的で又はその保有者に損害を加える目的で使用する行為、②その営業秘密を図利加害の目的で開示する行為が含まれる。
- (注 16) 不正開示された営業秘密の悪意重過失による取得・使用・開示行為には、①営業秘密の不正開示行為であること又は営業秘密の不正開示行為が介在したことを知り、又は重大な過失により知らないで、その営業秘密を取得する行為、②その営業秘密を取得者自身が使用する行為、③その営業秘密を取得者自身が開示する行為が含まれる。
- (注 17) 不正開示された営業秘密の事後的悪意重過失による使用・開示行為には、営業秘密の取得後に、①その営業秘密について不正開示行為があったこと又は不正開示行為が介在したことを知り、又は重大な過失により知らないで、その取得した営業秘密を使用する行為、②その取得した営業秘密を開示する行為が含まれる。
- (注 18) 前掲『知的財産法講義Ⅲ』99 頁。
- (注 19) 通常、派遣社員は派遣先と雇用関係はないが、A 社は派遣社員を秘密保持規定上「雇用契約関係を持つ者」に含めているので、原文のままとした。
- (注 20) これには、部品メーカーが集積した技術を使って製造した部品を競争他社に納入することに特に異論を挟むこともないという組立メーカーの寛容な態度があったからと考えられる。
- (注 21) 特許ノウハウガイドラインでいう「ノウハウ」以外の技術情報を秘密情報保護の対象とすることも可能であるが、この場合は独占禁止法上の保護を受けることはできない。
- (注 22) 「市場における有力なメーカー」について、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（流通取引慣行ガイドライン）では、「当該市場におけるシェアが 10% 以上、又は順位が上位 3 位以内であることが一応の目安となる」と定義している（第 2 部、第二 2 (2) 注）
- (注 23) 石油価格カルテル刑事事件(最判昭55(あ)2153、刑集 38.4.1287、判時 1108.3)